

委員会からのお知らせ

第283回食品安全委員会議事概要

■第283回食品安全委員会会合

日時:平成21年4月23日(木)14:00~14:45

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:11名

議事概要:

(1)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○添加物

1)亜塩素酸ナトリウム

・厚生労働省から説明。

・添加物専門調査会で審議することとなった。

*塩素系の漂白剤、殺菌剤の一種であり、わが国では現在かずのこの調味加工品(干しかずのこ及び冷凍かずのこを除く。)、かんきつ類果皮(菓子製造に用いるものに限る。)等に対するの使用が認められています。「かずのこの塩蔵加工品」を追加する使用基準の改正が要請されています。

(2)農薬専門調査会における審議状況について

1)「ジメテナミド」に関する意見・情報の募集について

・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

*除草剤で、キャベツ、だいず等に登録があり、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

光学異性体であるジメテナミドPに関して、キャベツ、えだまめ等への新規農薬登録申請がされています。

(3)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1)イプロベンホス

・「イプロベンホスの一日摂取許容量(ADI)を0.035mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

*殺菌剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準値の設定が依頼されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(4)食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について(平成21年4月)

・事務局から報告。

(5)「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成21年3月分)について

・3月中に寄せられた71件について事務局から報告。

・主なQ&Aとして「遺伝子組換え食品の安全性を評価する際のアレルギーについて、どのようなことを調べているか」に関する事項が紹介された。

(6)平成20年度緊急時対応訓練の結果及び平成21年度緊急時対応訓練計画(案)について

・3月24日に開催された緊急時対応専門調査会で取りまとめた平成20年度緊急時対応訓練の結果及び平成21年度緊急時対応訓練計画(案)について、担当委員の廣瀬委員及び事務局から報告がなされ、当該訓練計画が案のとおり決定された。